

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第38号）（文化市民局地域自治推進室）

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の一部改正のため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を条例で定めるための手続等を次のとおり整備することとしました。

- 1 地方税法第314条の7第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）が法第28条第1項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）又は法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿（以下「役員名簿」という。）を閲覧させるときは、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができることとすること。
- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）に関する事項、寄附金に関する事項その他の事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類は提出を要しないこととすること。
- 3 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程について、既に市長に提出されているものから内容の変更がない場合には、毎事業年度の提出を要しないこととすること。
- 4 市長が控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等又は役員名簿を閲覧又は謄写させるときは、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除かなければならないこととすること。
- 5 その他規定整備

この条例は、令和3年6月9日から施行することとしました。

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第38号

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「いう」の右に「。以下同じ」を加える。

第10条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第11条第1項本文中「書類」の右に「（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する書類については、この限りでない。

- (1) 市長認証法人が法第29条又は第55条第1項本文の規定により市長に提出した書類
- (2) 前条第2項第2号に掲げる書類であつて既に市長に提出されているものから内容の変更がないもの

第12条第1項中「限る。）」の右に「（以下この項において「対象書類」という。）」を加え、「これ」を「対象書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第19条第2項第2号中「第5項」を「第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。

（事業報告書等の提出に関する経過措置）

2 この条例による改正後の京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例第11条第1項の規定は、地方税法第314条の7第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、控除対象特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる書類の提出であつてこの条例の施行後に行ったものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（文化市民局地域自治推進室）